

令和5年5月2日

保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
幼保運営課長
就園管理課長

新型コロナウイルス感染症にかかる保育料等の減免措置の終了について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年から新型コロナウイルス感染症に対する特例の取扱いとして、児童が感染等により保健所から指示され保育の提供を受けられなかった日がある場合には、保育料及び副食費を減免する対応を行っております。

この対応について、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から季節型インフルエンザと同じ5類感染症に見直されることから、岡山市では、令和5年5月7日をもって減免措置を終了とさせていただきますので、お知らせいたします。

1 保育料及び副食費の取扱いについて

- ・0～2歳児の保育料、3歳以上児の副食費の減免措置は令和5年5月7日をもって終了します。

2 登園について

- ・保育料等の減免措置の取扱いは終了しますが、児童本人が感染した場合は、インフルエンザ等と同様に保育所等の利用はできません。
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」において、新型コロナウイルス感染症の登園のめやすは「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」とされています。※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

具体的な登園日については医師の指示に従ってください。

- ・引き続き、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止のため、日常的なお子様の健康管理や施設の感染症対策についても、ご協力をお願いいたします。

【担当】

幼保運営課

TEL 086-803-1227

就園管理課（保育料について）

TEL 086-803-1432